

徳山中央浄化センター外産業廃棄物運搬業務 仕様書

特記事項

1】総則

1. 目的

この仕様書は、徳山中央浄化センター・徳山東部浄化センター及び江口ポンプ場・新地雨水ポンプ場（以下「徳山中央浄化センター外」という。）から発生する産業廃棄物（下水し渣・沈砂）の運搬に関する業務に必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の履行義務

徳山中央浄化センター外から排出される産業廃棄物（下水し渣・沈砂）を確実に運搬するため設計書、仕様書及び契約書等に基づき受託業務を完全に履行するとともに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

3. 委託業務の内容

産業廃棄物の運搬業務である（計量は処分事業場で行う）。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。

4. 排出事業所

産業廃棄物を排出する事業場の名称及び所在地は次のとおりである。

(1) 徳山中央浄化センター	周南市晴海町 3 番 1 号
(2) 徳山東部浄化センター	周南市鼓海三丁目 118 番 22
(3) 江口ポンプ場	周南市江口一丁目 1 番 23 号
(4) 新地雨水ポンプ場	周南市西榊町 6

5. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

6. 委託業務に従事する者の資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項の規定に基づく許可を受けたもの。

7. 指示の履行

受注者は、上下水道局係員の指示に従って業務に従事しなければならない。

8. 委託業務に従事する者の契約取消し

業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。

9. 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

10. 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、公共的使命が重大であるため、労務管理を確実に行わなければならない。

11. 安全教育の徹底

委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務従事者に安全教

育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

12. 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

13. 緊急事態発生の対応

事故等が発生し、産業廃棄物の運搬業務ができなくなった場合は、直ちに上下水道局へ連絡し、速やかに必要な処置を取ること。

14. 処分施設停止時の対応

処分施設が停止し、運搬先が変更になった場合は、上下水道局と協議の上、業務を遂行すること。

15. 委託業務就業時間等

- 1) 徳山中央浄化センター外の運転に支障をきたすことの無いよう速やかに運搬すること。なお、運搬就業時間は午前8時30分から午後4時30分である。
- 2) 運搬業務の休日は、土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始である。
- 3) 本業務は、就業時間外であっても状況によって上下水道局が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。

16. 書類帳簿等の提出

受注者は、上下水道局の指示により必要な書類帳簿等を提出しなければならない。

17. 支払方法

月払いとする。

2】作業要領

1. 業務の発生

徳山中央浄化センター外から運搬依頼の連絡が入ることにより業務が発生する。

2. 産業廃棄物運搬業務

徳山中央浄化センター外から排出される産業廃棄物(下水し渣・沈砂)を下記処分場へ運搬する業務(計量は処分事業場で行う)及び車両の整備、施設の清掃等の業務である。

※予定搬出先 令和7年度処分受託者

処分受託者(処分事業場): ジェムカ株式会社

所在地: 山口県萩市大字福井上字萩ノ浴 2773 番 1

3. その他

- 1) 下水し渣とは、下水処理をする際に分離発生した夾雑物、スカム及び沈砂を言う。
- 2) 沈砂とは、徳山中央浄化センター及び江口・新地雨水ポンプ場から発生した砂及び洗砂装置で処理した砂を言う。
- 3) 積込作業等の制約及び公道上に廃棄物等が飛散するのを防ぐため、運搬車両については、荷台脱着、深型、水密ダンプ式とし、積載容量4トン程度とする。又車両幅2.2m・荷台高さもしくはコンテナ高さ2.2m未満(幅・高さ制限有り)とする。

コンテナは、観音開きのものとする。なお、車両の改造等については受注者が行うものとする。

なお、運搬車両については、上下水道局の承認を受けること。

- 4) 徳山中央浄化センターにおいては、汚泥処理設備から発生するし渣用に場内指定箇所に上記記載のコンテナを1台仮置きすること。
- 5) 産業廃棄物の発生予定量は、年間100トン程度である。
- 6) 産業廃棄物の管理は、産業廃棄物管理票マニフェストで行う。
- 7) 処理の状況上運搬車両にて水切りが必要となる場合もあるので、その際は上下水道局の指示に従うこと。
- 8) 処理の状況により、施設内において運搬車両に積置き保管を行う場合もあるが、その際も業務範囲とし対応すること。ただし長期にわたる場合は、必要に応じて上下水道局と協議して決定すること。
- 9) 搬出先が変更となった場合は、変更契約を行う。

3】付則

1. 業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が備え付けるものとする。
2. 経費の負担区分
 - 1) 運搬車両の整備、燃料費等は、受注者の負担とする。
 - 2) 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、上下水道局の責めに帰する理由による場合を除き、その損害は受注者の責任で処置すること。
3. 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。
4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
5. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて上下水道局と協議して決定すること。